

手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究

杉浦 宣彦^{*}・松田 政行[†]・大谷 郁夫[‡]・森下 哲朗[§]・池村 聡^{**}

要 旨

これまで有価証券取引は紙媒体の証券というものを必要としてきたが、電子化によるコスト面や保管・管理面でのメリットに対する利用者・管理者双方の意識の高まりを受けて、近年、債券や株式等の電子化・ペーパーレス化が進行している。

この電子化の動きは手形・小切手の世界にまで進行してきており、一部の銀行で提供しているサービスのなかには、すでに実用段階にまで進んでいるものもある。しかし、手形・小切手の電子化に必要なシステムの運用方法やそれを支える技術上の問題については、ある程度解決されているにもかかわらず、手形・小切手の電子化が法律面に与える影響（新しい法律構成が必要なのか等）については、投資有価証券などに比較しても十分な検討が行われてこなかった。

本稿では、従来の約束手形の機能を維持したまま約束手形の電子化システムを構想した場合の法的問題についての検討を試みた。当然のことではあるが、電子化された約束手形は、約束手形という名称を使用したとしても、約束手形の仕組みと機能を電子的に実現（あるいは模倣）しようとするものにすぎず、手形法という制定法にその存在が裏付けられた「約束手形」そのものではない。従って、電子化された約束手形に関して生じる法的問題点は、一般法である民法等によって解決せざるを得ない。手形法のような流通性促進のための規定をもたない民法による解決では、電子化された約束手形に約束手形と同様の流通性を確保することは困難であり、その結果、約束手形特有の機能を維持するという電子化の目的は達成できない。この点は、システム利用者と金融機関等との間の利用契約・約款において、手形法と同様あるいは類似したルールを規定することによって対応することが志向される。このため、システムの設計にあたっては、電子化された約束手形の流通が利用契約を締結した当事者間に限定されるようなものとする必要があるだろう。この結果、電子約束手形の流通性は制限されざるを得ないが、これが電子約束手形の利便性を損なう可能性も考えられる。また、利用契約によってルールを規定する方法では、差押債権者等の第三者との関係で困難な問題を生じるが、こうした問題は立法による解決を待たざるを得ない。他方、第三者との関係でも明確なルールが存在することは電子約束手形が実際に利用可能なものであるための重要な条件であると考えられる。以上のように考えると、何らかの立法による手当てがなされない限り、約束手形の電子化には実務的に許容し得ない困難な問題が存在するのではないか、というのが本研究の結論である。

^{*} 金融庁金融研究研修センター研究官

[†] 弁護士（マックス法律事務所）

[‡] 弁護士（銀座第一法律事務所）

[§] 上智大学法学部助教授

^{**} 弁護士（マックス法律事務所）

なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

目 次

はじめに.....	3
第1章 手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）の意義	5
第2章 約束手形を電子化するシステム.....	7
第3章 振出	13
第4章 裏書・譲渡・割引	20
第5章 支払・不渡.....	28
第6章 差押	34
第7章 時効	35
第8章 印紙税.....	37
おわりに.....	38

はじめに

従来、有価証券取引は紙媒体を必要としてきたが、取引の電子化によってもたらされるコスト面や保管・管理面でのメリットに対する利用者・管理者双方の意識の高まりを受けて、近年、債券や株式等の電子化・ペーパーレス化が進行している。そして、この電子化の動きは手形・小切手の世界にまで進行してきており、一部の銀行で提供しているサービスでは、すでに実用段階にまで進んでいるものもある。

最近では、手形・小切手の電子化に必要なシステムの運用方法やそれを支える技術上の問題については、ほとんどクリアされているように思われる。しかし、手形・小切手の電子化に伴う法的問題については、株式や債券といった投資有価証券のペーパーレス化の場合に比較して、必ずしも十分な検討が行われてこなかったようにも思われる。特に、手形の場合は、裏書譲渡の繰り返しにより転々流通することが予定されていることに加え、それ自体が一種の保証機能を持っており、日本の中小企業向け金融は、長くこの約束手形の保証機能に支えられてきたという経緯があること等から、電子化についても債券や株券とは異なる問題が存在するように思われる。

本研究は、以上のような問題意識のもと、実現がいよいよ視野に入ってきた手形・小切手の電子化に伴い、どのような法的問題が存在するのかについて、3人の弁護士と2人の研究者で小研究会形式をとり、過去約1年にわたり、この問題を検討してきたものである。

ここでは、まず、手形の電子化により、どんなことが発生するのかについて第1章及び第2章で検討し、その後、第3章以降は、手形の流通過程に合わせて検討すべき課題について検討を行っている。そして、第6章以降については、差押、時効と印紙税の問題を取り上げた。本研究は、電子約束手形との関係で生じる問題を網羅的に検討したのではなく、従来あまり論じて来られなかったと思われる約束手形の電子化との関係で幾つかの限られた問題についての断片的な検討を試みたものに過ぎない。また、問題点の指摘に止まっている論点も少なくないし、具体的な立法提案を行っているわけでもない。さらに、本文中にも述べているように、電子約束手形の帰属を表す口座システムについての法的ルールのあり方等、具体的な検討を今後委ねている点も少なくない。本研究はあくまで端緒であり、本格的な検討は、今後の課題である。

今回の研究を進めていくにあたっては実際の手形（小切手）の電子化をイメージするために、実務界の多くの方からヒヤリング等を行い、資料をいただくなどのご協力をいただいた。とりわけ、電子商取引推進協議会・全国銀行協会、ならびに信金中央金庫の皆様には、多大なご協力をいただいた。また、神作裕之学習院大学教授には本報告のドラフトについて有益なコメントを頂戴した。この場を借りて、あらためて御礼申し上げる次第である。もとより、本報告書に含まれている全ての誤りや不十分さは執筆メンバーの未熟さによるものである。

また、本研究に際しては多くの文献を参照した。例えば、金融法務研究会による「チェック・トランケーションにおける法律問題について」（2000年4月）からは、約束手形の電子化に向けての具体的な一歩を論じたものとして、特に本研究の初期の段階において重要な示唆を受けた。この他、様々な文献を参考にしたが、あくまでも問題点の抽出を目的とする本報告の性格上、文献の引用は一切行わないこととした。ご容赦頂ければ幸いである。

「手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究」 執筆メンバー

- ・杉浦 宣彦 金融庁 総務企画局 政策課
金融研究研修センター 研究官
- ・松田 政行 弁護士 （マックス法律事務所）
- ・大谷 郁夫 弁護士 （銀座第一法律事務所）
- ・森下 哲朗 上智大学法学部助教授
- ・池村 聡 弁護士 （マックス法律事務所）

第1章 手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）の意義

手形・小切手の利用状況

全国銀行協会（全銀協）の統計資料によると、東京手形交換所における平成13年度中の手形交換高は、6967万枚、618兆1680億円となり、前年度に比して、枚数は8.6パーセント、金額は14.9パーセントの減少となった。

このような手形交換高の減少傾向は長期的に続いている。東京手形交換所の平成10年度における手形交換高は、8907万枚、921兆7281億円であり、これと上記の平成13年度の手形交換高を比較すると、4年間に、手形交換高は、枚数にして約22パーセント、金額にして約33パーセントも減少したことになる。このような状況から、手形・小切手の決済手段としての持続性について疑問視する声もある。

東京手形交換所における手形交換高の推移

（千枚、%、億円、減少）

年度	枚数	前年度比	金額	前年度比
平成10年度	89,078	9.4	9,217,281	17.1
平成11年度	81,853	8.1	8,315,569	9.8
平成12年度	76,190	6.9	7,267,447	12.6
平成13年度	69,672	8.6	6,181,680	14.9

（出所：全国銀行協会：<http://www.zenginkyo.or.jp/stat/index.html>）

しかしながら、現時点での交換高の総額からみて、極めて短期間で手形・小切手の利用がなくなるという事態は想定しがたい。また、大企業を中心に手形・小切手に替えて銀行振込による決済への移行が進んでいるのは事実であるが、後述のように、少なくとも約束手形による決済については、銀行振込による決済とは異なる特質があることから、今後も一定の範囲で利用され続けるものと予想される。

約束手形の決済手段としての特質

一口に「手形・小切手」と言っても、その中には、為替手形、約束手形及び小切手の3種類があり、それぞれの経済的機能と法制度には差異がある。このため、電子化（ペーパーレス化）を考えるに当たっても、この三者を同一に論じることは適切ではない。

このため、本研究では、中小企業の決済手段として一般的に利用されている約束手形の電子化について考察する。

約束手形は、一般に商取引によって発生した期限付き債務の支払のために利用されること（いわゆる商業手形）が多いが、この場合、債務者である振出人は、期限まで支払の猶予を与えられ、また、債権者である受取人は、手形割引により約束手形を期限前に現金化し、あるいは約束手形を自己の第三者に対する債務の弁済のために裏書譲渡することができる。

このように、約束手形は、振出人に対して期限までの信用を与えるとともに、受取人に対して手形割引や裏書譲渡によって期限付き債権を期限前に資金化する道を与える。それゆえ、約束手形は信用の手段としての機能を有しているといわれる。この約束手形の信用の手段としての機能は、人的抗弁の切断、善意取得、裏書人の担保責任等その流通性を高めるための

手形法上の諸制度と不渡処分を背景とした支払の確実性に支えられている。

そして、このような機能から、約束手形は、中小企業間の取引の決済手段として欠くことのできないものとなっている。すなわち、買主は約束手形を振り出すことによって、現金がなくとも商品や原材料を購入することができ、また、売主は手形割引を受けることによって現金を調達し、あるいは裏書譲渡によって現金がなくとも自己の債務を弁済することが出来る。資金の潤沢な大企業にとっては、こうした約束手形を利用した信用買いや手形割引による資金調達、裏書譲渡による債務の弁済の必要性は低く、それゆえ、手間と費用のかかる約束手形の利用が減少していると考えられるが、中小企業にとっては、手形取引に要する手間や費用を甘受しても、約束手形を利用するメリットは大きいのである。

約束手形の電子化と本研究のアプローチ

約束手形には、上記のような特有の機能がある反面、紙を用いるという点に関連して以下のような問題点もある。

紙を利用した約束手形の場合、振出人においては、発券、決済事務に多大な労力を要し、また、振出に際しての印紙税も負担となる。大企業を中心にこの負担を削減すべく、銀行振込による決済への移行が進んでいることは既述のとおりである。

また、手形交換を行う金融機関及び手形交換所においても、交換の都度、約束手形の現実のやり取りをしなければならず、その決済事務に多大な費用と労力を要する。この点については、全国銀行協会によって、「手形や小切手の証書現物の呈示は行わずに、手形・小切手を受入銀行に留め置いたままで、当該手形等の振出人の口座番号や金額等のデータのみを受入銀行から支払銀行に通信手段を用いて伝送することにより手形・小切手決済を処理する」仕組みとしてのチェック・トランケーションの導入が検討された（全国銀行協会「チェック・トランケーション導入に関する基本方針について」(平成14年3月19日)）。

もし、約束手形に求められる機能を維持したまま、それを電子化（ペーパーレス化）することが可能であれば、振出人は、約束手形の発券事務を簡素化でき、また、約束手形に関する様々な情報をコンピュータで管理することによって、決済事務を合理化することができる。また、金融機関や手形交換所も、手形交換に関する事務の合理化を実現することができる。

従来の約束手形の機能を維持したまま約束手形の電子化システムを構想するとしても、必ずしも従来の約束手形の仕組みやそこで妥当していたルールに固執せず、ペーパーレス化された約束手形に相応しい全く新しい仕組み・ルールを積極的に模索することも考えられる。しかし、これまで約束手形を利用してきた者にとっては基本的な仕組みやルールが同一である方が無理なく利用しやすいとも考えられるし、たとえば信金中央金庫が進めている約束手形の電子化システムにおいても、従来の約束手形との連続性が強く意識されている。そこで、本研究では、約束手形の基本的な仕組み（振出、裏書、割引、保証、支払、不渡に対するペナルティ、依頼返却や手形ジャンプ）を極力そのまま実現するようなシステムを想定し、そこでの法的問題を検討することとした。但し、部分的には新しいルールにも言及される。

当然のことではあるが、電子化された約束手形は、約束手形という名称を使用したとしても、約束手形の仕組みと機能を電子的に実現（あるいは模倣）しようとするものにすぎず、手形法という制定法にその存在が裏付けられた「約束手形」そのものではない。手形法は紙の存在を当然の前提としていると考えられることから、少なくとも現行の手形法は電子化された約束手形への適用が無いことは言うまでもない。従って、電子化された約束手形に関して生じる法的問題点は、一般法である民法等によって解決せざるを得ない。手形法のような流通性促進のための規定をもたない民法による解決では、電子化された約束手形に従来の約束手形と同様の流通性を確保することは困難であり、その結果、約束手形特有の機能を維持するという電子化の目的は達成できないように思われる。この点は、システム利用者と金融機関等との間の利用契約において、手形法と同様あるいは類似したルールを規定することによって対応することが志向される。このため、システム的设计にあたっては、電子化された

約束手形の流通が利用契約を締結した当事者間に限定されるようなものとする必要がある。この結果、電子約束手形の流通性は制限されざるを得ず、これが電子約束手形の利便性を損なう可能性も考えられる。また、利用契約によってルールを規定する方法では、差押債権者等の第三者との関係で困難な問題が生じるが、こうした問題は立法による解決を待たざるを得ない。他方、第三者との関係でも明確なルールが存在することは電子約束手形が実際に利用可能なものであるための重要な条件であると考えられる。以上から、何らかの立法による手当てがなされない限り、約束手形の電子化には実務的に許容し得ない困難な問題が存在するのではないかと、というのが本研究の結論である。

第2章 約束手形を電子化するシステム

本研究が前提とするシステム

1 データ流通方式とデータ登録方式

約束手形を電子化するシステム（以下「電子約束手形システム」という。）としては、いわゆるデータ流通方式とデータ登録方式の2つの方式が考えられる。データ流通方式は、特定のデータ管理者を設置せず、取引当事者間において電子データを送受信することによって権利の発生、移転、消滅等が生じるものであり、また、データ登録方式は、利用者と特定の管理者との間で電子データを送受信することによって権利の発生、移転、消滅等が生じるものである。

いずれの方式をとることも、システム構築上は可能であると考えられるが、昨年成立した社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）がデータ登録方式をとっていること、また、現在信金中央金庫が進めている約束手形の電子化システム（以下、「信金モデル」という。詳しくは、信金中央金庫のホームページ（<http://www.shinkin.co.jp/scb/taikenban/tegata1.htm>）を参照。そこでは、電子手形取引システムの体験版が公開されている。）においても同方法をとっていることから、本研究においても、このモデルを前提とすることとした。

2 電子署名の利用

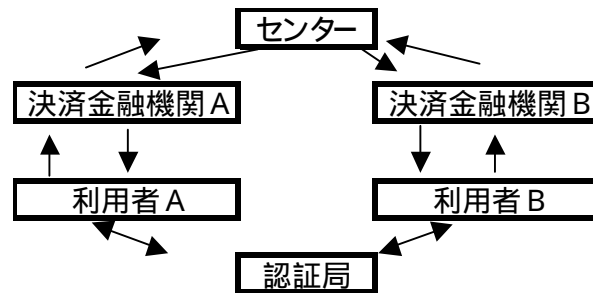
電子約束手形の振出、裏書、保証等の行為においては、いわゆる現実の世界における署名及び捺印という方法をとることはできない。そこで、これに代わる方法として、電子署名を用いる必要がある。電子署名は、理論的には種々の方法がありうるが、現時点において実用化され、最も信頼性の高い方法は、いわゆる公開鍵暗号化方式であり、本研究においても電子署名という場合、公開鍵暗号化方式による電子署名をいうこととする。

3 電子約束手形システムの基本的システムと構成者

1 システムの構成

(1) システム利用に至る過程

以上を前提に、本研究では次のようなシステムを想定する。



電子約束手形システムを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、決済金融機関に、利用申請を行う。

上記の申請を受けた決済金融機関は、利用者の信用状況に基づいて電子約束手形システムの利用の可否を判断し、その結果を、電子約束手形登録機関（以下「センター」という。）に通知する。

決済金融機関から通知を受けたセンターは、決済金融機関を通じて、利用者に対して、ID、パスワード及び電子約束手形システムのソフトウェアを交付する。

センターからIDとパスワードの交付を受けた利用者は、センターの指定する認証局に認証を申請し、秘密鍵と電子証明書が発行を受ける。この秘密鍵と電子証明書は、ICカードに格納する。また、利用者は、自己の所有する電子計算機に、センターから交付を受けたソフトウェアをインストールする。以上の手続きにより、利用者は、電子約束手形システムを利用することが可能な状態となる。なお、決済金融機関も、センターの指定する認証局に認証を申請し、秘密鍵と電子証明書の交付を受ける。

（２）データの流れ

利用者及び決済金融機関の送信したデータは、全てセンターを経由して相手方に送信され、その際、全てのデータがセンターに記録される。

利用者は自分自身の取引に関する情報を、決済金融機関は自己と取引している利用者に関する情報等一定の情報をセンターのデータ・ベースから随時取得することができる。

（３）システム構成者間の契約関係

上記のようなシステムをどのような契約関係によって構成するかについては幾つかの考え方がありうるが、例えば、次のような３つの契約関係によって構成することが可能である。

利用者と決済金融機関との間のシステム利用契約（以下、「利用契約」という）

～利用者が決済金融機関に有する当座預金口座について、システムを利用した支払委託、その他関連する事務の取扱いやサービスの提供を内容とする契約である。

～利用契約において、利用者は決済金融機関によるセンターへの事務の再委託を承認する。

～電子約束手形の当事者となる者はシステムの利用者に限られることから、電子約束手形との関係で何らかの当事者となる者は全て本利用契約を締結する。

～利用契約では、振出人、受取人、裏書人、所持人等、電子約束手形の当事者

相互間の権利義務関係についても規定される。このような決済金融機関以外との関係での規定は、第三者のためにする契約と考えられる。

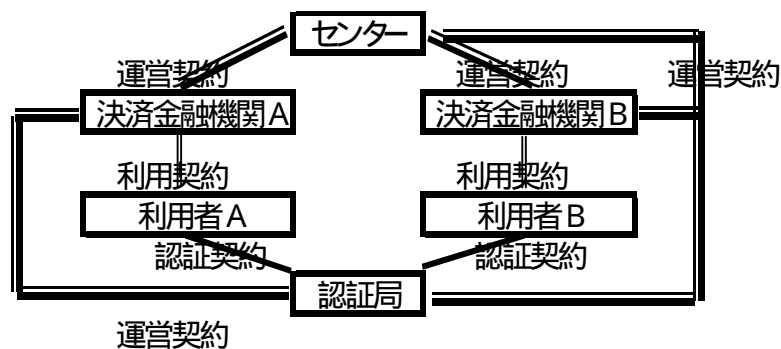
- ~このような第三者のためにする契約の束が、電子約束手形の当事者間のルールを形成する。いわば、電子約束手形版手形法が利用規定の集合により電子約束手形を利用する集団の中で形成されていると考えられる。これにより、電子約束手形債務の無因性、善意取得、人的抗弁の切断等、従来の手形法のルールが実現しようとする結果と同じあるいは類似の結果を、少なくとも利用規定の当事者間においては実現することが可能となる。

利用者と認証局との間の認証契約（以下、「認証契約」という）

- ~利用者がシステムで用いる電子認証に関する契約である。

決済金融機関、センター、認証局間のシステム運営契約（以下、「運営契約」という）

- ~システムの運営者としての決済金融機関、センター、認証局間のシステムの運営に関する契約である。
- ~決済金融機関はセンターにシステム運営に必要な事務を委託する。
- ~決済金融機関がシステムを利用するのに必要な電子認証に関する契約を含む。



上記の構成では、利用者自身は手形に関する情報を管理するセンターとは直接契約関係に立っていない（信金モデルも同様の考え方を採用しているようである）。利用者自身がセンターとの間で手形情報の管理等に関する契約の主体となるという構成も考えられるが、個々の利用者との関係でシステムに係るサービス提供の責任を負うのは利用者と取引のある決済金融機関に一本化し、決済金融機関がサービス提供のためにセンターを利用すると考えた方が、利用者にとって契約関係が単純であると思われる。利用者にとっては、システムについて不具合・不正が生じた場合には、それがセンターや他の決済金融機関等に起因するものであったとしても、決済金融機関がシステム提供者として責任を負ってくれるということが大切であり、センターと直接の契約関係にあるかどうかはあまり重要ではない（但し、通信事業者に起因する障害、不可抗力と考えられるような障害等の場合については、どのように損失を分担すべきか、決済金融機関にどの程度までの免責を認めるのが適当か、責任を負うとしてもその損害賠償の額をどのように考えたらよいか等の難しい問題がある）。また、システム運営者側にとっても、利用者と直接の契約関係がある場合には、利用者がセンターに対して直接契約上の権利行使を行うことが可能になり得る、システムの改良等に際して利用者との契約をいちいち改訂する必要が生じ得る等、管理運営上の負担増を招きかねない。

以上の理由から、本研究では上記のような契約関係を前提に検討を行った。

(4) システムの構成者についての考察

上記の基本的構成によると、電子約束手形システムの関係者は、センター、決済金融機関、認証局、利用者（利用者には、相手方も含む）ということになる。

これに対して、センター、認証局及び決済金融機関を、ひとつの金融機関が行うという構成や、センターと認証局をひとつの機関が行うという構成も考えられる。信金モデルでは、この構成をとっているようである。

しかしながら、次のような理由から、センター、認証局、決済金融機関は分離すべきである。

まず、センターと認証局の関係について検討する。公開鍵暗号化システムを利用する場合、通常、利用者が秘密鍵を生成し、これに対応する公開鍵を認証局に登録して電子証明書の発行を受けるが、電子約束手形システムの利用者の多くは中小企業であると予想されるので、そうした中小企業の経営者等に秘密鍵の生成作業を行わせるのは無理があり、電子約束手形システムの利用の障害となる恐れがある。従って、秘密鍵は、認証局側で生成し、利用者に提供する方法をとるのが適切と思われるが、その場合、認証局に秘密鍵のコピーが存在しないという保証はない。このように、認証局に秘密鍵のコピーが存在する可能性があるにもかかわらず、センターと認証局をひとつの機関が行うという構成をとるならば、秘密鍵の冒用が発生した場合には、センター自身も疑いをかけられることになり、電子約束手形システムの信用が失われる危険性がある。従って、秘密鍵を認証局側で生成するという方法をとる場合には、センターと認証局を分離することが必要である。

次に、センターと決済金融機関との関係であるが、センターは、事実上、利用者の電子約束手形の振出状況を全てモニターすることができる。従って、センターと決済金融機関がひとつの金融機関によって運営されることになると、当該金融機関は、特定の利用者の電子約束手形の振出状況をモニターし、それによって得た情報を利用して与信管理等を行う可能性がある。しかし、これは、現実の約束手形において決済金融機関が有する権限や能力を超えるものであり、電子約束手形であるからといって、決済金融機関にこのような権限や能力を与えなければならない合理的理由はない。従って、センターと決済金融機関は分離すべきである。

以上の理由から、センター、認証局、決済金融機関は、それぞれ独立した存在であるべきである。

(5) 電子約束手形の流通性についての考察

電子約束手形については、利用規定で詳細に規定することにより、手形法のもとのルールと同様のルールを妥当させることが意図される。この結果、電子約束手形の流通は利用規定の当事者に限定される必要がある。また、電子約束手形の支払を円滑に行うためには、決済金融機関が誰が手形債権者であるかを正確に把握できていることが望ましいことから、利用者間の譲渡等も決済金融機関がその譲渡等を把握できるようなものとして定められた一定の方法で行われる必要がある。具体的には、利用規定において電子約束手形の譲渡等は、利用規定で定められた方法によってのみ、かつ、利用規定を締結している者に対してのみ行うことができる旨を規定する必要がある。この場合、こうした特約の有効性が問題となりうる。また、このような譲渡方法についての制限は、高度の流通性が求められる約束手形の利便性を損なうことになり得る。他方、利用規定で流通範囲を制限したとしても、差押債権者等の第三者の介入を完全に阻止することはできない。差押債権者等利用規定の直接の当事者でない者との関係で利用規定の内容がどこまで効力を持ちうるかという点も問題である。

電子約束手形が本当に利用しやすいものとなるためには、整備された流通市場が存

在することが必要であり、そのためには電子約束手形について立法による手当てがなされることにより、上記のような問題点が解決されることが望ましいと思われる。

2 システムの具体的な運営

(1) 振出

振出人は受取人の ID、手形金額、支払期日などを入力して振出のデータを送信する。振出人側で振出処理された電子約束手形は、受取人側が受取承諾の操作をするまでは「受取待ち」の状態となり、受取人側が受取承諾の操作を行うことにより、データ上の振出が確定する。

振出枠の設定

信金モデルでは、年間に振出可能な金額を振出枠として設定し、その範囲内で何回でも振出ができることにしている。現実の手形では、手形用紙の枚数に制限があるので、振出回数は制限されるが、振出金額は制限できない。そこで、振出枠を設定することも考えられる。

電子約束手形の保証枠の設定

信金モデルでは、電子約束手形の振出に際し決済金融機関の保証をつけることが可能としている。これも、現実の手形にはない機能である。ただ、保証をつける以上、決済金融機関は、振出枠の設定や振出状況のモニターなどを求めてくるであろう。

(2) 受取

手形の受取人は、その手形の受取に応じるかどうかを手形毎に選択することが出来る。受取人は、受取を承諾するデータを送信する。

承諾のデータが送信されないまま一定期間が経過すると、振出のデータは自動的に消滅するものとする。また、振出人は、受取人が承諾データを送信するまでは、振出を撤回することができることとする。

(3) 譲渡

譲渡人は譲受人の ID、手形金額、支払期日などを入力して譲渡のデータを送信する。譲渡人側で譲渡処理された電子約束手形は、譲受人側が譲渡を承諾する操作をするまでは「承諾待ち」の状態となり、譲受人側が承諾の操作を行うことにより、電子約束手形の譲渡がデータ上確定する。

(4) 割引

電子約束手形の所持人（所持人とはセンターのデータ上所持人として記録されている者を指す）は、所持する電子約束手形の中から割引依頼をしたい電子約束手形を選択する。

複数の金融機関を利用している場合、割引を依頼する金融機関を指定し、割引条件を照会するデータを送信する。

割引条件の照会を受けた金融機関は、割引の可否および割引く場合の割引料について返信する。

金融機関が提示した条件で問題がなければ、所持人は正式に割引依頼のデータを金融機関に送信する。

割引依頼のデータを受け取った金融機関は、割引依頼を承諾するデータを送信する。このデータの送信によって、割引がデータ上確定し、割引を行った金融機関がデータ上所持人として記録される。

(5) 支払

支払との関係では、2つの方法が考えられる。詳しくは後述するが、信金モデルでは

を採用しているようである。

自動入金方式

期日到来時に自動的に支払処理され、取立委任の操作は不要である。支払により、データ上の振出人の預金口座から電子約束手形の金額が引き落とされ、データ上の受取人の預金口座に同額が入金される。

支払呈示方式

現在の手形において支払呈示が必要であるのと同様、支払期日に手形所持人による支払請求手続がなされることを支払の条件とする。

(6) 金融機関相互間の資金決済

金融機関は、電子約束手形の決済データをセンターからダウンロードして取得する。取得した決済データを金融機関相互間の資金決済システムに入力して決済する。

(7) 手形ジャンプ、金額変更、依頼返却

手形のジャンプ、金額変更

旧電子約束手形のデータを抹消し、新たな条件で現在の手形所持人を受取人として新たな電子約束手形を振り出す。抹消は、振出人と現在の手形所持人との合意により可能である。

支払期日、金額だけを変更するという処理は、裏書人等の利害関係人の権利を損なうおそれがあるため許されない。

依頼返却

支払期日前に電子約束手形の所持人は依頼返却の指示を行うことができる。

依頼返却を指示された電子約束手形のデータをどのように取り扱うかは、検討を要する。

(8) 不渡

不渡については現行の手形交換所規則におけるのと同様のルールを盛り込む。

決済金融機関は不渡についてのデータをシステムに入力し、取引停止等の対応を行う。

第3章 振出

電子約束手形の振出の法的性質

電子約束手形の振出によって、振出人は、受取人に対し、振出データにおいて特定された期日に特定の金額を支払う債務（以下「電子約束手形債務」という。また、これに対応する債権を「電子約束手形債権」という。）を負担することになる。この債務の発生根拠は、振出人が電子データを媒体として行った債務負担の意思表示に求めることができる。また、電子約束手形の振出の法的性質は、民法の一般原則に従い振出人と受取人との間の契約と解するのが自然である。

もっとも、電子約束手形の振出の法的性質を契約と解するとしても、さらに、それが民法上のいかなる契約に当たるのかも問題となる。電子約束手形の振出を、準消費貸借契約（民法第588条）や更改契約（民法第513条）と構成することも考えられるが、このように考えると、原因関係上の債務と電子約束手形債務は有因関係となり、取引の安全を害する。そこで、電子約束手形の振出は、原因関係上の債務とは全く異なる別個の債務を負担する振出人と受取人との間の契約と考えるべきである。

電子約束手形債権の成立時期

既に述べたとおり、電子約束手形の振出は、原因関係上の債務とは全く異なる別個の債務を負担する振出人と受取人との間の契約であり、受取人側が受取承諾の操作を行うことにより電子約束手形の振出が成立することになる。

しかし、より厳密に考察すると、受取人が受取承諾のデータを送信した後、振出人がそのデータを認識するまでの間のどの時点で、電子約束手形の振出が成立するかが問題となる。

この点、民法の一般原則によれば、隔地者間の契約は承諾の意思表示を發したときに成立するのであるから（民法第526条第1項）電子約束手形においても、受取人が受取承諾のデータを送信した時点で、振出が成立するとも考えられる。

しかし、既に述べたとおり、電子約束手形の振出においては、承諾のデータが送信されないまま一定期間が経過すると振出のデータは消滅するので、振出人の振出データの送信は、承諾期間の定めのある契約の申込みであると考えられる。従って、受取承諾データの送信は、承諾期間の定めのある契約の申込みに対する承諾の意思表示であるから、承諾期間内に振出人に到達しなければならず（民法第521条第1項）この受取承諾データが振出人に到達した時点で、電子約束手形の振出は成立すると考えられる。

また、受取承諾データが振出人に到達した時点で電子約束手形の振出が成立するとなると、「到達」とはいつの時点かが問題となるが、この点は、センターに受取承諾データが記録されれば、振出人及び受取人のいずれからもその確認が可能となるので、「到達」とはセンターに受取承諾データが記録された時点を指すと考えれば足りるのであろう。

いずれにしても、電子約束手形の振出データの送信が承諾期間の定めのある契約の申込みであること、承諾期間内に受取承諾のデータが振出人に到達しなければならないこと、受取承諾のデータが振出人に到達した時点で電子約束手形の振出が成立すること、「到達」とはセンターに受取承諾データが記録された時点であることを、利用契約に明記すべきである。

電子約束手形と原因関係

1 原因関係が電子約束手形に及ぼす影響

約束手形においては、原因関係と手形関係は分離され、原因関係の存否は手形上の権利に影響を与えないとされる（無因性）。このような無因性が認められるのは、善意の第三取得者を保護して手形の流通性を高めるためである。

電子約束手形においても、善意の第三者を保護し電子約束手形の流通性を高めるという要請は同じであるから、無因性を認める必要があると考えられる。

既に述べたとおり、電子約束手形の振出は、原因関係上の債務とは全く異なる別個の債務を負担する振出人と受取人との間の契約と考えられる。ただ、このように考えても、手形法17条のような規定がない以上、結局は、電子約束手形債権には原因関係上の抗弁が付着するとも考えられる。こうした疑念を払拭し、約束手形債権と同じ無因性を認めるには、電子約束手形の利用者と決済金融機関との間の利用契約において、その点を明記する必要がある。

2 電子約束手形が原因関係に及ぼす影響

この点については、手形と同様に、電子約束手形の振出人と受取人の意思により、電子約束手形が原因債権の支払に代えて振り出された場合は代物弁済であり、原因債権は消滅するのに対し、電子約束手形が原因債権の支払以外の目的のために振り出された場合は、原因債務は消滅せず、電子約束手形債権と原因債権は並存すると考えられる。

これらの点も、利用契約に明記すべきである。

手形の記載事項

1 手形要件

たとえば信金モデルの電子約束手形では、振出人のコンピュータのディスプレイに、実際の約束手形（統一手形用紙）と同じ形状の画像が表示され、その画像に必要事項を入力していく方式をとる。

そこで、統一手形用紙を前提として、手形法上規定されている手形要件について考察する。

（1）約束手形文句

電子約束手形は、法律的には約束手形ではないので、約束手形文句を記載する必要はない。便宜上、「電子約束手形」とでも記載することになるであろう。

統一手形用紙では、約束手形の表題に加え、「上記の金額をあなたまたはあなたの指図人へこの手形と引換えにお支払いいたします」との文言を用いているが、この点も、電子約束手形が指図証券ではないことや支払に際しての受戻しは物理的にあり得ないことから、別の文言を用いるべきである。

（2）一定の金額を支払うべき旨の単純なる約束

金額については、システム上、特定の記載方法に限定することになるので、約束手形における金額の記載方法に関する問題点（重複記載等）は、電子約束手形では生じないであろう。

また、単純なる支払約束は、システム上、最初から無条件の支払を約束する文言がディスプレイに表示され、条件等の記載ができないものとするれば、約束手形における有害的記載の問題は生じない。

（3）満期

手形法上、一覧払、一覧後定期払、日付後定期払及び確定日払の4種類が認められているが、実際には、一覧払、一覧後定期払及び日付後定期払は、国内取引ではほとんど利用されておらず、確定日払以外の満期を認める必要があるのかどうかは問題である。

仮に、確定日払以外の満期を認める場合、一覧払及び一覧後定期払の「一覧」に関して、電子約束手形における「一覧」の方法について、利用契約に定めておく必要がある。

(4) 支払地

利用者が関係する口座を有する決済金融機関が、最初からディスプレイ上に表示される。

約束手形においては、支払地と支払場所が区別されているが、電子約束手形では、物理的な支払呈示等がないため、このような区別は不要である。

(5) 受取人

受取人は、決済金融機関間との間で、本システムを利用するための利用契約を締結し、決済金融機関間から本システム利用の許諾を受けた者に限られる。

(6) 振出日及び振出地

振出日については、システム上の時刻表示に従って、自動的に表示されることになる。この場合、後日付や先日付の余地はなくなる。

振出地については、振出人の本店所在地等予め登録された住所が自動的に表示されることになる。

(7) 振出人の署名

電子署名を利用する。

2 手形要件以外の記載事項

(1) 第三者方払文句

電子約束手形では、満期にシステム上で自動的に決済されるため、常に第三者方払である。

(2) 利息文句

満期の記載について確定日払のみを認めるのであれば、利息文句の記載を認める必要性はないことになる。

(3) 裏書禁止文句

電子約束手形においても、裏書禁止文句の記載を否定する理由はないと考えられる。なお、システム上、裏書禁止文句の記載がある場合は、裏書ができなくなるようにすべきである。

3 白地手形

電子約束手形においては、記載事項を全て入力しなければ振出ができないようにシステムを構築すれば、白地手形は存在しないことになる。

しかし、白地手形を利用する必要性がある場合もあるので、白地手形の存在を完全に否定してしまうのが取引の実情に合っているか十分考慮しなければならない。

しかも、電子約束手形においては、白地補充権の内容を、電子約束手形の振出データに付随するデータとして添付できるようにシステムを構築することが可能であるから、常に振出人の意思どおりの補充をさせることができ、約束手形における「補充権の濫用」の問題は解

消されるので、かえって白地手形を活用しやすいとも言える。

但し、本研究で想定しているシステムでは受取人側が受取承諾の操作を行うことによって電子約束手形が成立することとしているので、受取人白地は認めることができない。

電子約束手形の交付欠缺及び意思表示の瑕疵

1 交付欠缺

電子約束手形においては、物理的な証書が存在しないので、厳密な意味での交付欠缺は起こり得ないが、同様の問題として、振出人がディスプレイ上の電子約束手形に必要な事項を入力し電子署名をした後に、送信することなく放置しておいたところ、振出人以外の者が送信を実行してしまうという事態が予想され、このような場合に、振出人が電子約束手形債務を負うかどうかという問題が生じる。

従来の約束手形においては、交付欠缺の問題の解決方法を巡って、交付契約説、発行説、創造説などの学説が対立しているが、既に述べたとおり、電子約束手形の振出の法的性質は、民法の一般原則に従った振出人と受取人との間の契約と解されるので、振出の意思表示は、振出人が単に振出データを作成しただけでは完成せず、振出データを発信して初めて完成すると考えられる。従って、この場合、振出の意思表示は完成していないので、振出人の意思表示を根拠として電子約束手形債務の発生を認めることは困難である。

ただし、このような結論は、電子約束手形の取引の安全を害し、流通性を阻害するようと思われる。そこで、交付欠缺の問題は、意思表示の瑕疵、無権代理による振出、偽造による振出などの諸問題（以下、これらを「不正常発行」という。）とともに、電子約束手形の不正常発行が生じた場合、利用者間でどのようなリスク分担をすべきか、電子データの帰属に関するルールは如何にあるべきか、という観点から、統一的な解決をすべきものとする。

2 意思表示の瑕疵

電子約束手形の振出も、意思表示を要素とする法律行為であるから、意思表示の瑕疵に関する民法の規定の適用が問題となる。

約束手形においては、この問題の解決を巡り、厳格適用説、修正適用説、適用排除説の対立があるが、電子約束手形は、手形法の適用がある特別の法領域ではないから、民法の適用を否定することは困難である。従って、電子約束手形の振出に意思表示の瑕疵がある場合は、民法を適用して解決せざるを得ない。

ただし、このような結論は、交付欠缺の場合と同様、電子約束手形の流通性を阻害するおそれがあるので、この問題についても、電子約束手形の不正常発行が生じた場合、利用者間でどのようなリスク分担をすべきかという観点から、統一的に考察されるべきものとする。

他人による電子約束手形行為

1 他人による電子約束手形行為の方式

約束手形においては、他人による手形行為として、代理方式と代行方式がある。

代理方式（代表方式を含む）は、本人のためにすることを手形上に記載して代理人が署名する方式であり、代行方式は、他人が直接本人名義の署名をする方式である（なお、判例の理解は若干異なる）。

電子約束手形においても、理論的には代理方式と代行方式の両方が認められるが、代理方式には、次のような2つの問題がある。

第1に、法人の場合は、代表方式での手形振出になるが、代表者が複数選任されている場

合に、代表者各自を認証して別個の電子証明書と秘密鍵を持たせるのか、それとも、1法人に1つの電子証明書と秘密鍵しか持たせないのかという問題がある。もし、代表者各自を認証して別個の電子証明書と秘密鍵を持たせるとすると、代表者の選任と解任をシステムに反映する必要がある。

第2に、個人の場合には、代理方式による手形振出になるが、これを認めると、代理人の認証という煩雑な手続が必要となり、代理権の発生と消滅をシステムに反映する必要がでてくる。

2 無権代理

電子約束手形が代理方式で振り出された場合に、代理人に代理権がないか又は代理権があったとしてもその範囲を超えているときは、電子約束手形の振出は無権代理となる。

もっとも、電子約束手形においては、代理権及び代表権の存否及び範囲は、電子証明書の効力の停止や制限という形でシステムに反映されるため、無権代理や無権代表が発生するのは、代理権や代表権を内部的に制限した場合や代理権や代表権の消滅をシステムに反映させる手続を怠った場合以外には考えにくい。

約束手形においては、無権代理は物的抗弁であり、何人に対しても主張できるが、電子約束手形においても同様である（表見代理、偽造も同じ）。

電子約束手形の振出が無権代理である場合、本人は民法の規定に従って追認することができるが、システム上、追認をどのように取り扱うかは問題である。

また、電子約束手形の振出が無権代理である場合、無権代理人は民法 117 条による責任を負う。

3 表見代理

表見代理に関する民法の規定は手形関係にも適用されるが、判例は、手形行為の直接の相手方でない第三者に「権限アリト信スヘキ正当ノ理由」があることは稀であることや、手形行為の直接の相手方が権利を取得しないのに、裏書を受けた者が権利を取得するのは、裏書の権利移転行為としての性質に反することを理由として、表見代理に関する民法規定における「第三者」は、手形行為の直接の相手方に限られ、その後の取得者は含まれないとしている（最判昭和36年12月12日民集15巻11号2756頁）。これに対して、学説の多くは、判例の見解を批判し、表見代理に関する民法規定における「第三者」には、手形行為の直接の相手方からの取得者も含むとしている。

この点に関しては、電子約束手形についても、表見代理に関する民法の規定の適用があるので上記と同様の問題を生じる。しかも、証書の交付という機会のない電子約束手形の場合、振出の直接の相手方も、振出を巡る具体的事情を認識しているわけではないとも考えられるので、振出の直接の相手方についても、表見代理に関する民法規定における「正当理由」があるのかも問題となり得ようか。

この表見代理も、「電子約束手形の不正常発行」の問題として、統一的に考察されるべき問題である。

4 電子約束手形の偽造

電子約束手形が代行方式で振り出された場合に、代行者に代行権限がないか又は代行権限があったとしてもその範囲を超えているときは、電子約束手形の振出は偽造となる。電子約束手形の偽造は、具体的には電子約束手形の振出権限のない者が、振出人の電子証明書と秘密鍵が格納された IC カードを盗用するなどして電子約束手形を振り出す場合が考えられる。

電子約束手形の振出が偽造である場合、本人は民法 116 条本文の類推適用により遡及効のある追認ができると考えられるが、無権代理の追認の場合と同様、システム上、追認をどの

ように取り扱うかは問題である。

手形法との関係では、無権限で代理方式の手形行為がなされた場合を無権代理、無権限で機関方式の手形行為がなされた場合を偽造として一応の整理をしつつ、偽造の場合にも表見代理の適用を認めるという考え方が一般的である。電子約束手形の偽造についても、表見代理に関する民法規定を類推適用して、手形取得者の保護を図るべきであるが、電子約束手形の場合、振出の直接の相手方であっても、振出を巡る具体的事情どころか、代行方式で振り出されたこと自体も知らないはずなので、表見代理に関する民法規定における「正当理由」が認められるかどうかという問題が存在する。

そこで、この表見代理も、「電子約束手形の不正常発行」の問題として、統一的に考察されるべき問題である。

電子約束手形の不正常発行

既述のように、電子約束手形の振出を振出人が受取人に対して一定額の金銭債務を負担する新たな契約であると考えれば、交付欠缺や意思表示の瑕疵については民法の意思表示に関する規定が、偽造、無権代理、表見代理については民法の代理に関する規定が適用されると思われるが、民法の規定をそのまま適用したのでは、手形についての高度の流通性の確保の要請という観点から問題がある。また、そもそも、電子的な方法を用いて発行される電子約束手形については、電子商取引に関する近時の法制を参考とすべきであるようにも思われる。

以下では、振出人の意思に反して電子約束手形が「発行」されてしまった、これらの「不正常発行」の処理のあり方について考察する。

これらの処理のあり方を考えるに際しては、システム運営のためのルールは如何にあるべきかという問題と、システムでの処理とは別に振出人と所持人との実体的関係を如何に考えるべきかという問題を分けて考えるべきである。

① システム運営のルール

約束手形の交換においては、交付欠缺、意思表示の瑕疵、無権代理、偽造などの事情のある約束手形が交換呈示された場合には、手形交換所に2号不渡届を提出することとなっている。この場合、異議申立の手続をとらないと、振出人等は不渡報告に掲載されることになる。

詳しくは後述するとおり、電子約束手形システムにおいても、不渡に関するルールは現行の手形交換所規則と同様の取扱いをすべきである。不正常発行であると主張する振出人は、システムの定める不渡手続に従って主張することを要し、手続が履践されない場合には、決済金融機関は決済を行う、資金不足等の理由で決済が不可能であった場合には、不渡報告に掲載する、との取扱いを行うべきである。

システムが円滑に運営されるためには、の場合に仮に後日振出の有効性が否定されたとしても、決済金融機関は預金を支払ったことについて免責される必要がある。そのような決済金融機関の免責については利用規定で明記されるとともに、利用者に対しても周知徹底される必要がある。なお、決済金融機関が誰を所持人として扱うことが許されるかという問題と、誰が振出人との関係で手形金の支払を請求できるかという問題は別の問題である点には注意を要する。

② 所持人との関係

では、振出人と所持人との権利義務関係（電子約束手形債権の存否）についてどのように

処理すべきであろうか。

既に述べたとおり、電子約束手形の振出に交付欠缺、意思表示の瑕疵、無権代理、偽造などの事情がある場合に、民法の規定を適用して処理するときは、電子約束手形の取引の安全を害し、流通性を阻害するおそれがある。これでは、電子約束手形は約束手形と同様の機能を果たすことができず、結局、電子約束手形は普及しないことになるであろう。

そこで、電子約束手形においては、その振出に交付欠缺、意思表示の瑕疵、無権代理、偽造などの事情があっても、システムの規定に従ったデータの授受が正当になされた場合、すなわち、センターに送信された情報が当該利用者の秘密鍵、電子証明書、暗証番号を形式的に含んでいる限りにおいては、原則としては電子約束手形債権が成立すると考えるべきである。具体的には、上記のようなルールとともに、そのようなルールによって利用者が負担するリスクを明記し、そうしたリスクについて十分な理解を得たうえで利用契約が締結される環境を整える必要がある。電子約束手形は、秘密鍵と電子証明書を格納したICカードと暗証番号を適切に管理する限り、不正発行の可能性は極めて少ないのであるから、上記のような結論をとっても、振出人に過度の不利益を負わせるものではないように思われる。但し、所持人が不正発行について悪意である場合にはそうした所持人を保護する必要はない。また、キャッシュカードに関する判例の状況等からしても、システム自体が不正発行を防止するために社会通念上相当と考えられる程度のセキュリティを備えていない場合には、システム運営者である決済金融機関が責任を負うべきであると考えられる。

このような不正発行に関しては、電子商取引や電子資金移動に関する各種の法制におけるデータの帰属に関するルールが参考になるように思われる。例えば、電子商取引に関するUNCITRALモデル法では、次のように規定する（翻訳は、内田貴「電子商取引に関するUNCITRALモデル法（試訳）」NBL603号37頁以下によった）。

第13条

- (3) オリジネーターと名宛人の間において、以下の場合には、名宛人はデータメッセージをオリジネーターのそれとみなし、それを前提に行為する権限を有する。
- (a) データメッセージがオリジネーターのものであるかどうかを確認するために、名宛人が、あらかじめそのためにオリジネーターとの間で合意していた手続を適切に用いたとき、または、
- (b) 名宛人によって受領されたデータメッセージが、その者のオリジネーターまたはその代理人との関係のゆえに、データメッセージがオリジネーター自身のものであることを示すためにオリジネーターによって用いられている方法にアクセスすることができたものの行為の結果生じたものであるとき。
- (4) 第(3)項は以下の場合には適用されない。
- (a) 名宛人がオリジネーターから、当該データメッセージがオリジネーターのものではない旨の通知を受け、かつ、それに対応して行為するための合理的な時間を有していた場合、または、
- (b) 第(3)項(b)の場合において、名宛人が、合理的な注意を払い、または合意された手続を履行したならば、データメッセージがオリジネーターのものでないことを知りまたは知りえたとき。

すなわち、電子的な手段を用いる電子約束手形については、伝統的な意思表示や代理に関する理論に拘泥せず、電子データの帰属に関するルールとして再構築することの方が妥当であるようにも思われる。但し、具体的な要件等については電子約束手形に要請される高度の流通性との関係を考慮する必要がある。

なお、不正発行の直接の相手方である受取人との関係では、多くの場合受取人にはそのような手形を受領すべき経済上の理由がない場合が多いと思われる。このような場合には、人的抗弁として原因関係の不存在を主張し、または、偽造等について悪意であることを主張して、その権限を争うことが出来ることは言うまでもないと思われる。

第4章 裏書・譲渡・割引

譲渡裏書

1 総論

手形法によれば、手形は法律上当然の指図証券（11条1項）であるが、既述のとおり電子約束手形には手形法の適用はないものといわざるを得ない。手形法の適用がない以上（なお、民法469条以下において指図債権に関する規定があるが、これも書面たる証書の存在を前提としているため、その適用もないことになる）電子約束手形における「裏書譲渡」は、支払が電子約束手形債権の弁済期に電子約束手形の最終権利者に対して行われるという意味で、電子約束手形債権の指名債権譲渡であるということになる。そして、指名債権譲渡である以上、裏書譲渡は認められず、第三者に対抗するためには、民法467条2項に定める確定日付のある通知又は承諾という第三者対抗要件の具備が必要となる。この点、債権譲渡特例法による登記という方法もあるが、これを裏書譲渡の都度行うというのは電子約束手形のメリットである電子データによる簡易迅速な処理という観点からは甚だ非現実的であり、第三者との関係を考慮した場合、立法による手当てが必要不可欠であるといわざるを得ない。システム利用者との関係では、利用規定に書き込むことによって、手形法のルールを踏襲するような譲渡ルールを実現することが可能であり、そのような利用規定に従った譲渡を電子約束手形版「裏書」と称することになるか（これも、電子約束手形について従来の約束手形との連続性を極力維持しようという本研究の基本的なアプローチに従うものである）。

2 譲渡における交付欠缺、無権代理、意思表示の瑕疵

振出について交付欠缺、無権代理、意思表示の瑕疵などの不正常発行が問題となったのと同様、譲渡との関係でも所持人の意思に反して譲渡が行われる不正常譲渡が問題となりうる。ここでも、振出について検討したところが基本的に当てはまると思われる。すなわち、電子約束手形に要請される高度の流通性の確保という観点からは、交付欠缺、意思表示の瑕疵、無権代理、偽造などの事情があっても、原則としては電子約束手形債権が成立すると考えるべきであり、この点を、利用契約に明記すべきである。

但し、このような譲渡がなされた場合には、多くの場合、直接の譲受人は手形を受け取るべき経済的な理由を有していないであろうから、原因関係の不存在や正当な譲渡でないことについての悪意等を主張して、そうした譲受人の権限を争うことができることは言うまでもない。

3 通常の裏書（譲渡裏書）

本研究で想定するシステムにおいては、裏書文句（「標記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払ください。」という表示）が当初より打ち込まれているひな型画面（電子約束手形の裏面）の裏書欄に必要な事項（裏書人名、被裏書人名等）を入力し、振出時と同様にこれを被裏書人となる者に送信することになる。ここでは、振出の場合と同様、いつ電子約束手形債権が被裏書人に移転するかが問題となる。

この点、譲渡裏書においても、システム上被裏書人の裏書承諾の操作を要求する場合は、裏書人の裏書データの送信は、承諾期間の定めのある契約の申込みと構成でき、契約の成立は、承諾期間の定めのある契約の申込みに対する承諾の意思表示が到達した時点で成立すると解釈できる（民法526条第1項）。そして、これをより厳密にいうと、センターに受取承諾データが記録された時点であるということになる。なお、契約成立時点については利用規定におい

て明記すべきであるということは振出の場合と同様である。

4 裏書の禁止

手形法上、振出人は手形上に「指図禁止」「裏書禁止」等の文言（指図禁止文句）を記載することによって、手形の指図証券性を奪うことができる。電子約束手形についても、人的抗弁切断の回避等の理由から流通を欲しない振出人のために、譲渡禁止制度を設けることが考えられる。裏書禁止裏書についても同様である。裏書禁止手形については指名債権譲渡の方法による譲渡を認めるのが通説であるが、電子約束手形についてはシステム外での指名債権譲渡の方法による譲渡を認めるべきではないことは後述のとおりである。

5 裏書以外の方法による譲渡方法

手形法上、手形は原則として裏書により譲渡されるが、指名債権譲渡の方法によっても譲渡することができる。しかし、既述のとおり、電子約束手形の譲渡は利用規定で定められた方法によってのみ、かつ、利用規定を締結している者に対してのみ行うことができるものとして限定することが必要であり、システム外で行われる指名債権譲渡の方法による譲渡は認めるべきではないと思われる。

また、手形法では白地式裏書を認めるが、受取人の承諾によって初めて電子約束手形が成立するとの前提で構成されている本システムでは、白地式裏書を認めることはできない。

なお、相続や合併といった包括承継の場合等限られた場合には、電子約束手形についても裏書によらない譲渡を認めざるを得ない。

6 裏書の方式

1 総論

手形法上、裏書は、手形・補箋または謄本の上に一定事項を記載し、裏書人が署名し、被裏書人にこれを交付することにより行われると定められている（13条、いわゆる手形の要式性）。

電子約束手形においても、かかる要式性は要求されるべきものであり、利用規定や立法化にあっても考慮することになろう。ただし、法律上の手形要件を具備した単なる書面と取引上実際に使用されている統一約束手形用紙とは、取引実態上その信用性は全く異なるものである。電子約束手形にあっては、統一約束手形用紙と同一の信用性が担保されるべく、画面作成に模倣を認めない何らかの対処、あるいは金融機関が提供したデータであることの改変しえない表示などを入れることが求められよう。

2 記名式裏書

手形法上、裏書人の署名のみならず裏書文句と被裏書人の名称を記載したいわゆる記名式裏書（13条1項）においては、裏書人と被裏書人が同一でもよいかという論点がある。手形当事者の資格は通常法律関係のような実質的な利害関係を予定したものとは異なり、手形の支払の実現を目的として形式的・技術的に規定された手形上の地位に留まるとの理由から、通説はこれを肯定しているが、このような手形をあえて作出する意味は見出しがたいことから、電子約束手形においてはシステム上かかる裏書の入力をチェックする機能を持たせた上で、かかる裏書を有効としない旨の利用規定を設けるかを十分考慮する必要がある。

3 裏書の単純性

裏書は単純であることを要し、条件付裏書はその条件が記載されなかったものとみなされ、

一部裏書は無効とされる（12条1項2項）。電子約束手形の場合、これらの裏書はそもそもシステム上、入力段階から排除する方法を講ずることができよう。

7 裏書の効力

手形法上、裏書の効力として、権利移転的効力、担保的効力、資格授与的効力があるが、電子約束手形においてこれらの効力を否定する格別な理由は見出せず（権利移転的効力は裏書の本質的な効力というべきものであり、担保的効力は支払の確実性という機能、資格授与的効力は流通の確保という機能というそれぞれ重要な機能を有しており、電子約束手形においてかかる効力を否定することは利用価値を半減させるに等しい。）電子約束手形サービスにおける利用規定にはこれらの効力についての規定を置くこととなろう。

ただし、利用規定はあくまで契約に過ぎず、規約によりこれら効力を規定しても、立法による手当てがない状況においては、利用規定に直接同意している電子約束手形サービス利用者間以外でどこまで効力が及ぶかについては疑問があり、当該電子約束手形利用者以外の第三者による訴訟行為や国税局等による差押、破産等のような第三者的当事者の介入する場合には対抗できないという問題が存在する点は重要である。

1 権利移転的効力

手形法において、裏書により、裏書人のもつ手形上の一切の権利が被裏書人に移転すること（14条）をいい、裏書の本質的効力である。

裏書による権利移転は原因関係に対し有因か無因かという問題が手形法上存在し、電子約束手形にもかかる問題は生じうることとなる。この点は振出の際に検討したとおり、無因性を認める規定を利用契約に盛り込む必要がある。

裏書の効果として原因関係上の担保物権、保証債務も移転するかという問題が手形法上存在するが、通説はこれを担保物権の随伴性、保証債務の附従性・随伴性という観点から処理している。電子約束手形においても、同様に解してよいと思われる。

2 担保的効力

手形法上、裏書人は、裏書により、被裏書人及びその後の譲受人に対し、支払を担保する義務（召還義務、遡求義務）を負う（15条1項）。

裏書の担保的効力については、手形法上、意思表示に基づく効果なのか、手形の流通性確保から政策的に認められた効果なのかという伝統的な争いがある。例えば、電子約束手形においては、システム上の画面ひな型（統一手形イメージ）において、担保責任を負う旨の文言を記載しておけば、かかる問題は解消されることになるであろう（担保責任を負う旨の文言がある以上は意思表示説に従うことになる。）

担保的効力を排除される場合として、手形法上は無担保裏書、裏書禁止裏書（この場合は直接の被裏書人にのみ担保責任を負う）期限後裏書があるが、電子約束手形の場合もこれと解釈を異にする理由はない。ただし、従来の手形における上記各裏書の利用状況・取引状況を考慮し、上記各裏書の需要がもはや存しないという場合には、そもそも電子約束手形においてはシステム上上記各裏書を不可能とすることも検討に値するであろう。

3 資格授与的効力

手形法上、裏書の権利移転的効力から派生する効果として、被裏書人として手形上に記載された者は、その裏書により権利を取得した者と推定される。電子約束手形においても、かかる

効力は認めて問題なく（被裏書人として手形上に記載された者が権利を取得しているという蓋然性は電子約束手形の場合の方がなお高いといえよう。）利用規定にはその旨の規定を盛り込むことになる。

8 裏書の連続

手形法上、手形面上の記載において、受取人から最後の被裏書人に至るまでの各裏書が間断なく続いていることを裏書の連続といい、特別な効力が認められている。電子約束手形においては、例えば先の裏書の被裏書人の名称と後の裏書の裏書人の名称が完全に一致しない場合は入力ミスと判断するようなシステムとすれば、当然に裏書は形式的に連続することとなり、裏書の形式的な連続を特別の問題として扱う必要性はなくなるように思われる。しかし、以下のような点には留意が必要であると思われる。

1 裏書によらない譲渡

既述のとおり、相続・合併の場合の権利移転等、裏書によらない権利移転をどのように考えるかという問題がある。従って、裏書による譲渡かそうでないのかということをも最初に確定させ、裏書による譲渡ということが確定された後に、被裏書人の名称と裏書人の名称との同一性を判断し、一致しない場合には入力ミスと判断するようなシステムが求められる。

2 白地式裏書

手形法上は、白地式裏書と裏書の連続につき、最後の裏書が白地式裏書の場合は、そのような手形の所持人は連続ある手形の所持人とみなされる（16条1項第2文）、抹消した裏書は、裏書の連続との関係では記載しなかったものとみなされる（16条1項第3文）、白地式裏書に次いで他の裏書があるときには、その裏書をなしたものは、白地式裏書によって手形を取得したものとみなされる（16条1項第4文）。

本システムにおいて白地式裏書の可能性を認める場合、このような手形法上の規定と同内容の規定を利用規定ないし立法で設けることが考えられるが、受取人白地を認めるべきでないことは既述のとおりである。なお、上記に関連し、手形法上、裏書の抹消・訂正により裏書の連続を作出する事が出来るかという問題がある（いわゆる「つくられた連続」の問題）が、電子化にあたっては、システム上あらかじめかかる問題が生じないようにする必要があると思われる。

3 被裏書人の記載のみの抹消

被裏書人の記載のみが抹消された場合に裏書の連続が認められるかという問題が手形法上存在し、全部抹消説（裏書全体の抹消とみる説）と白地式裏書説（白地式裏書とみる説）とに見解が分かれている。電子約束手形の場合、記載事項の抹消は誰がどのような手続で行えるものとするのか自体が問題であるが、仮に被裏書人の記載のみを抹消できるシステムとした場合には、上記のうちどちらかの見解に立脚した上でシステムを構築して、裏書の連続の有無が容易に判断できるような工夫がなされることが望ましい。

4 裏書連続の効果

手形法上、裏書の連続した手形の所持人は、権利行使の面で権利者と推定され（16条1項）、善意取得（16条2項）、善意支払（40条3項）という3つの法的効果が付与されている。善意取得について後述する。

9 裏書不連続の場合

1 善意取得の有無

手形法上、裏書不連続の場合に善意取得が認められるかという論点があり、通説は、不連続部分につき実質的権利移転の証明がなされた場合には善意取得の適用が認められると解している。電子約束手形においても、仮に善意取得制度を設けるのであれば、同様に解することとなる。

2 手形金請求の可否

手形法上、裏書不連続手形の所持人が手形金を請求できるかという論点があり、判例通説は、裏書の連続はあくまで権利の推定にすぎず、権利行使の要件ではないことから、所持人が自己の実質的権利を証明すれば権利行使しうると解している。電子約束手形においても同様の解釈が採れそうであるが、システムの効率的な運営という観点からは、システム運営者である決済金融機関との関係ではかかる請求を否定し、システム外で振出人に対して請求する可能性を否定しないことに止める必要がある。

特殊の裏書譲渡

1 無担保裏書

手形法上、裏書人が「無担保」等の文言（無担保文言）を記載した無担保裏書が認められており、無担保裏書における裏書人は被裏書人及びその後の者全員に対して担保責任を負わないとされる（15条1項）。実務上、無担保裏書は、金融機関が不渡になった割引手形を割引の依頼人に買い戻させるときに用いられ、電子約束手形においても、利用契約においてかかる制度を設けること自体には問題はない。

2 裏書禁止裏書

手形法上裏書人が新たな裏書を禁ずる旨を記載する裏書禁止裏書が認められており、かかる裏書をなした裏書人は、直接の被裏書人以後の被裏書人に対して担保責任を負わないとされる（15条2項）。電子約束手形においても、かかる制度を設けることに格別問題がないが、従来の手形における利用実態等を勘案し、制度を設けないことも検討に値すると思われる。

3 期限後裏書

手形法上支払拒絶証書作成後又はその作成期間経過後になされた裏書が認められており、かかる期限後裏書は指名債権譲渡の効力のみ（従って、人的抗弁の切断はない）を有するものとされる（20条1項）。

電子約束手形における支払について、支払期日には所持人による特段の行為なしに自動的に手形金が基準時点での所持人の指定口座に入金されるとのシステムと所持人からの何らかの行為を必要とするとのシステムが考えられることは既述のとおりであるが、前者の場合にはそもそも期限後に電子約束手形が存在し続けるということはある得ないので、期限後裏書という問題も生じない。

4 戻裏書

手形法上、既に手形上の債務者になっている者（裏書人、手形保証人等）を被裏書人とするいわゆる戻裏書が認められている（11条3項）。戻裏書は、新しい手形を振り出す場合と比して、印紙税の節約となるばかりでなく、他の署名者の信用も利用することができるというメリットを有する。電子約束手形においても、利用契約上戻裏書の制度を設けることに特段の問題はなからう。

手形法上、人的抗弁の対抗を受ける者が手形を善意者に譲渡し、さらにその善意者から戻裏書を受けた場合、その再取得者は人的抗弁を対抗されるという結論については争いがないものの、その理論的構成については争いがあり、有力説は人的抗弁の属人性という論理でかかる問題を考えている。電子約束手形においても、同様の論点が生じることになるだろうか。

また、遡求義務の履行により戻裏書を受けた場合と悪意の抗弁についても問題があり、通説はかかる場合に17条ただし書の適用はないとしている。電子約束手形においてもこのような取扱いをすべきだろう。

譲渡裏書以外の裏書

1 取立委任裏書

手形法上、「取立のため」「代理のため」といった被裏書人に対して手形上の権利を行使する権限を付与するために取立委任の旨を明記してなされる裏書が認められている（18条）。実務上は、手形の所持人が振出人から手形金を取り立てることを銀行に委任するためになされており、「取立委任のため」といった取立委任文句を統一約束手形用紙の目的欄に記載する。

電子約束手形においては、所持人は全て決済金融機関の取引先であるので、他者に取立を依頼する必要性はなく、従って、かかる取立委任裏書を認める必要性もないと思われる。

2 質入裏書

手形法上、「担保のため」といった質権の設定を示す文言を手形に記載してなされる質入裏書が認められており、被裏書人である所持人（質権者）は手形の質権者として手形上の一切の権利を行使できるとされる（19条1項）。電子約束手形においてもかかる質入裏書を認めること自体に問題はない。

ただ、手形法では、被裏書人のする裏書は取立委任裏書としての効力のみを有する（19条1項但書）とされていることから、手形の電子化にあたっては、質入裏書における被裏書人が裏書をした場合、自動的に取立委任裏書の表示がなされるようなシステムにすべきである。

3 隠れた質入裏書

当事者間では質権設定の目的を有していながら形式的には通常の裏書譲渡をもってなされる裏書である隠れた質入裏書については、機能的には手形を譲渡担保にとることと同視することができ、実際には商業手形担保貸付等で公然の質入裏書よりも利用されており、このような需要を考慮すると、電子約束手形においても、かかる裏書は認めても差し支えなからう。なお、この場合、形式的には手形の譲渡として扱われることは通常の手形と同様である。

割引

電子約束手形についても、従来の手形と同様、割引のニーズは存在するものと思われる。一般に、手形の割引は手形の売買と解されているが、電子約束手形の割引は銀行が所持人が振出人に対して有する債権の売買と解することができよう。この場合も、これまで検討してきたような裏書譲渡による方法を用いてもよいが、電子約束手形においては割引人である銀行は即ちシステム運営者であるので、より明確に銀行との間の割引取引専用の画面を作成することが望ましい。

手形取得者の保護

1 手形行為独立の原則

手形法上、前提となる手形債務負担行為が実質的に無効であっても、後の手形債務負担の行為に影響を与えないとするいわゆる手形行為独立の原則が認められている(7条)。手形行為独立の原則は、手形取得者を保護して手形の流通を確保すべく設けられた制度である。電子約束手形においてもかかる要請は存在すると考えられ(偽造の危険は常にあるだろうし、無能力者の行為の場合も考えられる。)利用規定において同様のルールを実現することが望ましいと思われる。

2 善意取得

既述のとおり、手形という紙媒体を念頭におく手形法を前提とする限り、電子約束手形の譲渡は指名債権譲渡と解すほかはない。指名債権譲渡について善意取得が認められていない以上、電子約束手形においても善意取得は認められない。

しかし、コンピュータへの不正アクセス、システム異常等により電子約束手形が本来の権利者の意思に基づかずにその手を離れ、善意の第三者の手に渡る可能性があることを考えると、本システムについても善意取得制度を設けるべきであり、この制度がない場合には、電子約束手形の取引が円滑に行われ得ないのではないかと考えられる。例えば、本システムと同様に有価証券をペーパーレス化し、口座管理機関が管理する口座の記帳によって権利者を推定する社債等振替法においては、明文により善意取得制度を維持しているが、決済手段として用いられる電子約束手形のペーパーレス化については、投資証券のペーパーレス化の場合以上に、善意取得制度による取得者の保護が求められるべきであるようにも思われる。

利用規定において、悪意・重過失なく電子約束手形の記録を得た者がいる場合には、当該者は振出人に対して請求権を有することとし、他方、本来の所持人は振出人に対する請求権を失うのに加え、善意取得者に対する如何なる請求権も有しない(仮に有したとしても放棄する)と規定することにより、利用者相互間では善意取得類似の効果を達成することも可能であると思われる。しかし、このような規定の効果に疑問がないわけではないこと、税法等との関係も明らかではないこと等を考えると、善意取得を導入するのであれば立法によることが望ましい。

ただし、善意取得においては本来の権利者はたとえ帰責事由が無くてもその権利を失ってしまうという多大な不利益を受けるのであり、電子約束手形システムで本当に善意取得制度を設けるべきか否かは、単純に従来の手形の議論の延長線上で考えるのではなく、電子商取引に伴うリスク分担のあり方という観点も踏まえ、慎重に検討する必要がある。また、本システムのように限られた利用者内の閉じた関係を前提とするのであれば、リスクは利用者で共同に負担する方が望ましいという考え方もあり得よう。また、理論的に考えても、ペーパーレス化したシステムにおいては、善意取得の理論的根拠である占有に対する信頼を欠く。この点については、システムのデータによって権利者として扱われている点を信頼の対象とするとの考え方もあり得ようが、果たして、そのような置き換えが合理的なものであるかどうかについても、慎重な検討を要する。

仮に立法手当てにより善意取得制度を設けた場合、手形法上議論されている諸問題(適用範

困は譲渡人の無権利に限定されるのか、あるいは意思表示の瑕疵、代理権欠如等の場合にも適用されるのかといった問題、振出交付による最初の手形取得に善意取得の適用があるかといった手形学説と関係する問題)がやはり生じることになり、これについてはあらかじめ条文を整備しておくことが望ましい。

なお、悪意重過失の判断時期については、手形法上手形取得時を基準とすることでほぼ争いはないといつてよいが、電子約束手形の場合、手形取得時がいつかという点が従来の手形よりも明確であるというメリットがあろう。

3 人的抗弁の切断

本システムが従来の手形の機能と同様の機能の実現を目指す以上、従来の手形の場合と同様、人的抗弁の切断というルールを設けることが必要である。具体的には、手形法17条と同様、電子約束手形について請求を受けた者は人的抗弁を主張できない旨を利用規定で明記する必要があると思われる。

電子約束手形の帰属と口座システム

1 電子約束手形と社債等振替法

ペーパーレス化された電子約束手形については、誰が権利者であるかは決済金融機関が管理するデータによって管理される。電子約束手形が前提としているシステムは、社債等振替法が規定している振替口座簿等を用いた社債等の振替システムと、この点で共通しており、立法論の一つの方向としては電子約束手形を社債等振替法上の社債等として規定し、電子約束手形の帰属との関係では同法のルールに従うとすることも考えられる。但し、既述のように、善意取得等との関係では社債等振替法のルール自体について議論の余地がないわけではないし、社債等振替法がその対象としているのは主として投資対象としての証券であることからすると、そこでのルールを約束手形にそのまま当てはめてよいのかも慎重な検討が必要である。

2 電子約束手形と口座システム

紙を誰が占有しているのかによって権利者を確定しようとしてきた従来のシステムから、ある者が管理する帳簿での記載により権利者を確定するシステムへの移行という現象は、既に金銭や社債等の投資証券との関係で見られるところである。ところが、金銭や投資証券との関係でこれまで行われてきた議論は、必ずしもそのような現象の本質に即したものとは思われない。これらの現象の本質は、金銭的価値・証券的価値の帰属が口座の記帳によって表される点にあるが、預金債権の帰属については預金契約や振込制度についての伝統的な銀行法務とも相俟って判例や学説は混乱した状況にあるし、社債等振替法における善意取得についてもその妥当性について異論があるところである。価値の帰属を口座の記帳で表す口座システムという意味では、本研究の対象である電子約束手形も預金も社債等振替法が想定する制度も全く同一であるにもかかわらず、そこでの法理論は金銭や証券についての伝統的な議論や従来の銀行法務に拘泥しており、本来有すべき統一的な視座を欠いているようにも見受けられる。

口座システムが円滑に機能するためには、システムの運営者が誰を権利者として扱えばよいかが明確である必要があるが、他方で、口座の記帳が全てであるというのは適切ではなく、真の権利者が相当に保護される仕組みも必要である。システム自体の安全性・信頼性を確保するルールとともに、事故が生じた場合の解決のためのルールやセーフティ・ネットも必要である。口座システムの管理者が手にする膨大な情報の取扱いとの関係で、適切な情報保護の制度も必須である。

こうした口座システムに共通した法的論点の横断的研究は今後の課題である。

第5章 支払・不渡

電子約束手形の意義と手形金支払請求の法的位置付け

電子約束手形における支払の問題を考えるに際しては、電子約束手形との関係で電子約束手形の「振出人」に対して支払を請求する者が如何なる権利に基づき請求を行うことになるのかを整理しておく必要がある。本研究で前提としている電子約束手形との関係では、電子約束手形の受取人は発行者に対して、譲渡や支払について細かな条件が付された（この条件は従来の手形について手形法の定めにより実現されていたのと同様の結果を導くようなものを利用規定で定めることとなる）原因関係から生じる債権とは別の、一定の金額の支払を請求できる金銭債権であると考えることができよう。

支払呈示

1 手形における支払呈示の意義と効力

従来の手形について手形金の支払を受けるためには、原則として有効な手形を呈示する必要がある（呈示証券性。手形法38条1項、77条1項3号）。

このような支払呈示には、付遅滞効、遡求権保全効、時効中断効があるとされる。実際の問題としては、権利が紙に伴って流通する手形について誰が権利者かを手形債務者が確知するためには、このような呈示が必要である。

2 電子約束手形における支払

1 電子約束手形における支払

電子約束手形については手形法が適用されないので、手形法における支払呈示という概念それ自体は電子約束手形とは関係がない。

また、より本質的に考えるならば、信金モデルが想定するように、電子約束手形の発行から譲渡に至る全ての情報がセンターのコンピュータに一元的に管理されるようなシステムにおける電子約束手形については、支払呈示なる概念を用いる必要はない。なぜならば、誰が権利者であるかを発行者が確知するためには金融機関に問い合わせれば足りるからである（但し、制度設計上、どのような資格を有する者が手形債権者についての情報にアクセスできるものとするかは検討の余地があると思われる）。また、そもそも紙のない電子約束手形について、呈示なる概念に拘泥することも適当ではない。直裁に電子約束手形の支払は如何に行われるべきかを考えれば足りる。

電子約束手形が決済金融機関に振出人が有する預金口座に関するものであり、その支払事務は決済金融機関がシステムの記録に基づいて行うことが想定されている以上、振出人が支払に関する一切の事務を決済金融機関に委託し、所持人がシステムの外で振出人に対して支払請求を行うことは利用規定で禁じておく必要がある。これと同時に、決済金融機関が利用規定に基づいて行った支払は振出人の所持人に対する電子約束手形債務を消滅させることも規定される必要がある。

2 自動入金方式と支払請求方式

既述のように、電子約束手形の支払をどのような方法で行うかについては、二通りの考え方があると思われる。一つは、自動入金方式であり、期日到来時に自動的に支払処理され、取立委任の操作は不要とするものである。支払により、データ上の振出人の預金口座から電子約束手形の金額が引き落とされ、データ上の受取人の預金口座に同額が入金される。他方、従来の手形と同様に、支払期日に手形所持人による支払請求手続がなされることを支払の条件とする支払請求方式も考えられる。信金モデルでは前者を考えているようであるが、前者の場合、支払相手を確定する基準時はいつにするのか、支払は具体的に何時に行うのが問題であり、これとの関係で、所持人はいつまで電子約束手形を譲渡することができるのが問題となる。もし、所定の支払時点の直前まで所持人が譲渡できるのであれば不便はなかろうが、支払相手の確定のための事務手続等の理由で支払期日の数日前から譲渡が禁止されるということになれば、これは利用者の資金繰りの自由を奪うこととなり、電子約束手形システムの利便性を損なう原因となろうか。依頼返却との関係も問題である。他方、やはり所持人から何らかの支払請求を必要とさせるという制度は、所持人が期日に支払を行わなかった場合の問題等、自動入金方式の場合には生じない問題を生じさせることとなるが、支払人の確定は容易となろう。また、システム上、特別の操作を行わない限り、満期の到来した手形は自動的に支払請求する、といったプログラムを組み込むことにより、請求漏れを防ぐこともできる。

3 支払呈示期間

支払請求方式をとったとしても、支払呈示期間（満期日 + 2 営業日）という枠組みを維持する必要があるか、単に満期日のみでよいかも問題である。従来の手形との関係では、満期日にしか呈示できないというのは無理だから所持人にとっての便宜のために二営業日が与えられているとするが、電子約束手形については満期日における呈示が無理ということはなかろう。ただし、不可抗力による支払呈示期間の伸長（手形法 5 4 条）は依然として問題となる。

4 支払呈示の効果

従来の支払呈示に与えられていた効力との関係で電子約束手形の制度をどのようなものとして設計するかを検討する必要がある。

（1）付遅滞効

電子約束手形制度の設計にあたり、自動入金方式をとるか、支払請求方式をとるかによる。自動入金方式では満期日に支払ができなければ直ちに遅滞となるが、支払請求方式では請求があって初めて支払義務が生じると考えることになる。

（2）遡求権保全効

電子約束手形における遡求をどのように制度設計するかにかかわるが、例えばこれを裏書人による保証として法律構成するならば（後述）、どのような行為に遡求権保全効を与えるかは保証契約に基づく保証債務発生条件の問題となる。

（3）時効中断効

この点は、民法の規定によれば足り、別に考える必要はないと思われる。

3 支払者の免責

手形法 40 条 3 項は、裏書が連続している手形について満期において支払をなす者は悪意または重過失がない限り免責される旨を規定している。このような規定が適用されない電子約束手形についても、民法 478 条の債権の準占有者に対する弁済の規定により支払者について一定の保護が与えられることはいうまでもない。なお、前記のように電子約束手形についてはシ

システム外での支払請求は禁じることとなるので、支払者の免責を考える場合には、直接には支払者の委託を受けて支払事務を取扱う決済金融機関の行為が問題となる。

まず、譲渡のプロセスがセンターのコンピュータで一元的に管理されるような電子約束手形については、裏書が連続しないというケースは想定できないと考えてよいのではないか（裏書が連続しないような場合はコンピュータ上エラーとなる）。そして、そもそも債権の内容、譲渡等が全てコンピュータ上に記録され、当事者もその記録のみを手がかりに取引を行うような電子約束手形制度においては、仮にコンピュータ上権利者として記録されている者が何らかの理由により真の権利者でなかったとしても、その者に準占有者の地位を認めるのが適当であると思われる。この点、社債等振替法が口座における記録に権利の推定効を与えていることは参考になろう（76条）。

なお、確かにコンピュータ上権利者として記録されている者に対して支払を行ったかという本人確認の問題があるが、システムの利用者が限定されており、かつ、各利用者が予め入金口座を届け出ているならば、本人確認が問題となる局面はない。

民法478条について、通説は善意のみならず無過失を要求しており、無重過失とする手形法40条3項と違いがある。無過失でよいように思われる。

電子約束手形が限定された利用者のみの間を流通するものとして設計されるならば、利用規定の内容として、支払人が支払にあたって確認すべき義務の内容について具体的な規定を設けておくことにより、支払人が免責を得られる場合をより明確にすることが考えられる。但し、支払にあたって支払人が行う確認手続が一定程度の安全性を備えたものでない場合、利用者に対して他人への支払がなされる場合等の十分なりスクの説明が行われていない場合には、支払人は約定の如何にかかわらず、真に支払を受領すべき者以外になされた支払について法的責任を負わざるを得ない場合が生じると思われる。

4 受戻証券性

手形の全部支払の場合には振出人は手形に受取を証する記載をして交付することを要求することができる（手形法39条1項）。これは、二重払いの危険を防ぐことに役立つが、電子約束手形の場合、支払済み手形についての二重払いを生じさせない制度的工夫が必要である。

5 満期前、呈示期間後の支払

1 満期前の支払

満期前の支払について、手形法40条1項は所持人も支払を受けることを要しない旨を規定する。この理由としては、手形所持人は手形を流通させることについて利益を有するからであるとされているが、同様の利益は電子約束手形についても当てはまると思われ、利用規定において期限の利益を放棄できない旨を規定しておくことが必要となろう。なお、満期前の支払については手形法40条3項が類推適用されるべきかが議論されるが、支払人の免責について準占有者に対する弁済についての民法478条によらざるを得ない電子約束手形については、この点は問題とならない。

2 期間後の呈示、支払

手形法との関係で呈示期間経過後の呈示については、請求呈示として支払呈示とは区別され、遡求権保全効を有しないとされている。電子約束手形との関係では支払呈示という概念を用いる必要がなく、また、自動入金方式の場合には基本的に期間後の呈示を観念する余地のないことは既述のとおりである。但し、支払請求方式を採用した場合従来の手形と同様に扱うという観点からは、一定の期間を経過した後の請求については、手形法におけるのと同様、遡求権保全に該当する効力を認めないのが適当であると思われる。

6 一部支払

電子約束手形について一部支払を否定すべき理由は存在しないと思われる。

手形交換・不渡

1 手形の不渡制度

従来の手形については、その多くが手形交換所における支払呈示というかたちで行われており、手形法に加え、手形交換所の規則が手形の支払についてのルールを形成している。電子約束手形においても、従来手形交換所規則においてカバーされてきたルールをどのように取り込むかが検討される必要がある。

特に問題となるのは、不渡に関する取扱いである。手形交換所規則では、

0号不渡（不渡届の提出を要しない不渡事由）

手形法・小切手法等による事由：形式不備、裏書不備、呈示期間経過後等

破産法等による事由：保全処分中、倒産手続開始決定等

案内未着等による事由：依頼返却、振出人の死亡等

1号不渡（不渡届の提出を要し、かつ異議申立の余地のない不渡事由）

資金不足

取引なし

2号不渡（不渡届の提出を要するが、異議申立の余地があるもの）

契約不履行

詐欺

紛失・盗難

取締役会承認等不存在

偽造・変造

喝取

印鑑・署名鑑相違

という3種類の不渡事由を定めている。0号以外の不渡事由の場合には不渡届が提出され、不渡報告がなされる。但し、2号不渡事由については異議申立預託金を提供することにより不渡処分が猶予される。6ヶ月以内に2度不渡処分が課された場合には取引停止処分が課せられる。

このような不渡制度は手形の利用と極めて深く結びついたものであり、不渡制度のない手形制度は考えられないといってもよいと思われる。例えば、取引停止処分の存在は債務者に対して手形債務の支払についての強いインセンティブを与えるものであり、結果的に手形という支払手段に対する信頼の基盤となっている。また、2号不渡事由は本当に支払義務があるかどうか法律上も不確かな場合であるが、このような場合の処理を不渡+異議申立という制度に一元化することにより、手形事務を担当する金融機関がそのような不確かな状態の中で振出人と所持人の相反する主張を巡って窮する事態を回避している。

2 電子約束手形と不渡制度

前記のような不渡制度の重要性を考えると、電子約束手形制度についても不渡制度を組み込むこと（あるいは、逆に電子約束手形を現行の不渡制度に取り込むこと）が望ましい。さらには、電子約束手形が紙ベースの手形と同様の機能を果たしながら共存する場合には、相互の不渡制度が一体として運用されることが望ましい。

現行の不渡事由を電子約束手形に当てはめてみると、0号不渡事由のうち手形法・小切手法によるものは利用規定に反する請求とでも読み替えることになるが、他は電子約束手形につ

いても同様のルールを維持すべく、1号不渡、2号不渡の別や、各号に含まれる不渡事由、異議申立預託金制度、不渡報告制度を含め、独自の不渡制度（あるいは手形の不渡制度と統合された不渡制度）を設けるべきであると思われる。

3 依頼返却

従来の実務では、証書の現物をやりとりする必要性から、持出日の翌営業日に交換し（交換日）、その翌営業日の11時等に資金開放あるいは不渡が確定する、という取扱いがなされてきた。このため、不渡処分を回避するために交換日の翌営業日の確定時限の直前までに日銀小切手などを持参して持出銀行から手形の返還を受けること（依頼返却）が行われてきた。現物のやりとりを必要としない電子約束手形については、支払請求を必要としない自動入金方式が考えられるほか、支払請求方式の場合でもより早い時点で資金開放あるいは不渡の確定を行うことも当然可能である。他方、自動入金方式、支払請求方式のいずれについても、所持人が確定され支払のための手続に入って以降、実際に支払がなされるまでの間に、所持人が決済金融機関に対して支払が不要である旨を通知することにより、依頼返却と同様の制度を導入することは考えられる。システムの構成と実際のニーズを考慮して決めることになるだろうか。

但し、依頼返却を認める場合には、従来の手形におけるのと同様、遡求権保全効を与えるかどうかが問題となる。

4 不渡と金融機関の責任

電子約束手形制度における金融機関は、発行者から電子約束手形債権の譲渡・支払等に関する事務の委託を受けた者として位置付けることができ、別途合意がなされていない限り、電子約束手形が不渡になったからといって何ら法的義務を負うものではない。

しかし、手形が信用力のある取引先に限って交付されるとされていることから、信用力のない取引先に漫然と手形を交付していた場合に金融機関の不法行為責任を認めた判例もある。電子約束手形に対して社会がどの程度の信用を与えるか次第ではあるが、電子約束手形が既存の手形を代替するものとして機能することが想定されていることからすると、金融機関が取引先に信用力がないことを知りながら、漫然と電子約束手形の発行を許容していた場合には、電子約束手形を取得したことにより損失を被った者に対する不法行為責任が認められる場合があると言ってよいと思われる。

5 電子手形交換所

既述のように、電子約束手形については支払呈示を観念する必要がないことから、支払呈示の場所としての手形交換所は不要となる。しかし、異なる決済金融機関間の決済メカニズムの提供、不渡制度の運営主体、さらには、証券取引法の改正によって設けられた証券取引清算機関としての機能等を備えた電子手形交換所は、電子約束手形との関係でも意義を有するものと思われる。また、仮に電子約束手形が実用化されたとしても、直ちに紙ベースでの約束手形の利用がなくなるとは考えられない一方、不渡制度等については紙ベースでの約束手形と電子約束手形の両制度が統一的に運営されることが望ましく、その両者を統合する機能を果たす機関が存在することが望ましい。

遡求

電子約束手形に直接手形法の適用が認められない以上、手形法上の制度である遡求権は発生

しない。但し、利用規定により遡求と類似の効果をもたらすことは可能であると思われる。この点は、電子約束手形の発展のために遡求権という制度を組み込むことが望ましいかどうかという判断による。

遡求権と類似の制度を実現するためのものとして、ここでは二つの考え方を挙げておきたい。

第一は、裏書人と被裏書人との間で保証契約が締結されると考えるものである。すなわち、XがAに対して振り出した電子約束手形をAがBに裏書譲渡する場合、AはAがXに対して有する電子約束手形債権をBに譲渡するが、それと同時に、XがBに対して負担する電子約束手形債務を一定の条件で保証する。次にBがCに対して譲渡する場合にはBがXに対して有する電子約束手形債権およびBがAに対して有する保証債権をCに譲渡すると同時に、XがCに対して負担する電子約束手形債務を一定の条件で保証する。CがDに譲渡した場合も同様である。仮に、Xが支払を拒絶した場合には、DはA、B（以上は譲渡されたもの）、C（直接の保証契約当事者）に対してその保証債務の履行を請求することができる。仮にCがDに対する保証債務を履行した場合には、CはDが有していたXに対する電子約束手形債権及びA、Bに対する保証請求権に代位する。また、BがDに対する保証債務を履行した場合には、BはA、Cに対する保証請求権に代位するが、Cに対する保証請求権はCD間の保証契約の内容としてCの前の裏書人に対しては義務を負わないことが約定されている（あるいは、Bは裏書譲渡時点で将来取得する可能性のある自己の後の裏書人に対する保証履行請求権を予め無条件に放棄していると考えられることも考えられようか）。

しかし、電子約束手形が利用規定に従う限られた利用者間でしか流通しないことを考えるならば、より端的に、利用者間の損失分配制度として訴求制度を実現することが考えられる。すなわち、利用規定において、振出人等が支払を行わなかった場合の損失の求償関係について、手形についての訴求制度と同様の権利関係が実現できるようなルールを盛り込むことが考えられる。電子約束手形の流通性をどのように設計するかにもよるが、明確性という点ではこちらの方が優れていると思われる。

第6章 差押

約束手形の差押は動産差押の方法によるが、電子約束手形は所持人が振出人に対して有する金銭の支払を請求できる債権であるので、債権差押の方法による。この電子約束手形の差押との関係では、立法による手当てなしに本システムを導入した場合には利用者に致命的な不利益をもたらすと思われる2つの重要な問題点が存在する。

1 差押通知の相手方

第一は、電子約束手形における債務者が振出人である以上（預金の差押とは異なり決済金融機関は債務者ではなく、単に情報管理者に過ぎない）差押通知の相手方が振出人となる点である。この結果、振出人から通知されるまでは、実際に支払事務を担当する決済金融機関は差押があった事実を知りえない。振出人に対して差押通知がなされ、振出人から決済金融機関に対して差押通知があったことを理由として支払を行わないような指図をするまでの間に決済金融機関によって所持人に対する支払がなされてしまった場合には、振出人はその支払を差押債権者に対抗できない。他方、支払を行った時点で差押について何らの情報も有していない決済金融機関に責任を負わせることは困難である（むしろ、より積極的に、システムの円滑な運営のためには、所定の方法で差押が決済金融機関に連絡される等予め定められた特別の事情がない限りは、決済金融機関は支払を行っても免責されるというルールが必要であると思われる）。従って、振出人は差押通知受領後、決済金融機関に対して必要な通知等を行うまでの間に支払が行われてしまうことによるリスクを負担せざるを得ないということになる。このようなリスクは電子約束手形を振り出そうと考える者にとって無視し得ない不合理な負担を課すものであると思われる。なお、この点を解決するためには、社債等振替法に基づき振替機関によって管理される短期社債等の差押に際しては、執行裁判所は振替機関を名宛人とし、振替機関に対して送達を行うこととされている点（民事執行規則150条の7）が参考になる。短期社債が金銭債権かという違いはあるとはいえ、一定の財産権の所在の帰属等が第三者が運営するシステムによって管理されている場合には、当該第三者（本システムでは決済金融機関）を差押の名宛人とし、当該第三者に対して差押命令が送達されるような立法による手当てが必要であると思われる。

2 譲渡の第三者対抗力

第二に、所持人AがBに対して電子約束手形を譲渡した後、Aの債権者Cが電子約束手形を差し押さえた場合、振出人がBに対して譲渡されたことを理由にCに対する支払を拒むことができるかどうかという問題である。既述のように、本システムにおける電子約束手形の譲渡については、別途特に民法等が予定する債権譲渡の第三者対抗要件を具備しない限り、その譲渡は第三者に対抗できない。そうすると、差押命令の送達を受けた振出人は決済金融機関に対し、かつての所持人であったAとの関係で差押命令が送達されたことを連絡し、今後はBではなくAを債権者（転付命令後は、その差押債権者C）として取り扱うように指示することになるか。システムがそのような指示による支払先の変更を許すとすると、電子約束手形の所持人にとっては自己の前者の信用状態次第では何時でも前者の債権者によって電子約束手形が奪われてしまうという極めて不安定な状態に置かれることを意味するようになると思われる。他方、そのような支払先の変更が許されないとすると、差押命令を受けた振出人が二重払いのリスクに晒されることになる。いずれにしても、利用者にとっては容認し難い不便である。この不都合を回避するためには、やはり社債等振替法のように口座の記載自体に第三者との関係を含め、権利の帰属を示す効力を認めることによって解決されるべきであり、そのためには立法による手当てが必要であると思われる。

第7章 時効

手形が電子化された場合、これまでの手形の時効に関連するプロセスと様々な規定はどのようになるのか。手形の時効が焦点になるケースをいくつか取り上げ、まず、基本的な手形法上のルールを振り返りながら、電子化による実務的な変化と法的理解の変化を考察する。

1 手形の時効は何年か

手形の時効については、約束手形の場合、振出人に対する手形上の権利は満期の日から3年（手形法70条および77条1項8号）また、裏書人に対する手形上の権利については（イ）所持人が権利者である場合は拒絶証書の日付から6ヶ月（ロ）拒絶証書の作成が免除されている場合には、満期の日から1年（ハ）償還を果たした裏書人が権利者であるときは、その裏書人が手形を受け戻した日または訴を受けた日から6ヶ月

となっている。為替手形に関しても引受人に対する手形上の権利は満期から3年、また裏書人および振出人に対する権利については、

（イ）所持人が権利者であるときには1年
（ロ）償還を果たした裏書人が権利者であるときには6ヶ月
となっている。

電子約束手形の場合、手形の流通に関するデータはすべてセンターを通過するため、裏書記録等も含むある手形をめぐる動きもセンターにすべて記録されることになる。このため、手形の時効および受取人等についての情報はセンターのほうで把握できるはずであり、時効の完成時期についても最終所持人に知らせる等の新しい制度を考えることが可能である。

前章まで検討してきたように、本研究で想定している電子手形債権は契約ベースで成立しているものであり、手形法の適用がない債権であると考えれば、商事債権の消滅時効である5年（商法522条）を適用するという考え方もありうる。ただ、もともと手形の時効が短く設定されている原因は、支払の迅速性を担保するという目的があるためで、電子手形であってもその経済的効果が同じとするなら、5年はあまりにも長期間であるとも考えられるため、現行の手形と同様に短期の時効にする必要がある。現段階では、立法がない状況であり、利用規約で短期消滅時効について現行の手形法並みの時効に関する規定を作ること考えられるが、それをいかに法的に有効なものとするかについてはさらなる検討が必要である。（また、当事者間で、短期消滅時効を創設した場合にはその時効について知らなかった第三者に不利益が及ぶことも考えられる。）

2 時効の中断

通常の手形の時効中断に関する規定を振り返ってみると、手形時効の中断方法については、再遡求権に関する訴訟告知による中断の方法を定めている（手形法86条）他には、特に手形法には定めがないので、民法所定の一般中断事由（民法147条・153条 - 155条）により時効を中断しうることになる。

「裁判上の請求」については、付遅滞についても同様に証券の提示は不要であり、訴状の提出を持って足りるとされている。手形の所持を伴わない裁判上の請求に手形時効の中断効は認められるのかについても、最高裁は、証券の所持を失っても手形上の権利を喪失するものではないから、訴提起に時効中断の効果を認めてもよいと判示した（最判昭和39年11月24日）が、その一方、「裁判外の請求」については、もともと提示証券性が理由とされて、手形時効を中断するための請求として、証券の提示を要すると解されていた。もっとも、その解釈も、いちいち手形証券を呈示したり、送付したりしないで時効を中断したいという実務の要請が出てくる中で、呈示不要説が学説でも有力となっている。ただし、裁判外の請求について直接触れてい

る判例はない。

いずれにしても、時効の中断の認否は、あくまでも静的な権利保全の問題であり、所持人資格や流通の促進とは関係ない。要するに、手形について時効中断をしようとする者が手形の実質的な権利者であることが証明されていれば良い。この点、手形を電子化することにより、誰が権利者であるかについてのデータがセンターにより管理されることとなるので、時効の中断をできる者をデータ上の所持人に限定しさえすれば、時効の中断をしようとする者の権利を確認するための特段の要件は不要であると思われる。

結局、電子約束手形の時効の中断に民法が求める以上の特別の様式を求める必要はなく、上記で指摘した、時効についてどのように設定し、ルールを策定するかという問題とともに、時効の中断の事実をどのようにシステムに反映させるのが問題であると思われる。

第8章 印紙税

紙でできた手形や船荷証券は、印紙税法第2条の別表第1にあるように課税対象文書であり、約束手形・為替手形についてはその額面に応じた規定額を、また、「貨物引換証、倉庫証券または、船荷証券」については一律1通につき200円、納税する義務がある。しかし、同法は、第2条または第11条ではあくまで文書形態になっているものを対象とした法令である。

平成13年4月より書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（通称：IT書面一括化法）が施行された結果、各種取引書類に代えて、電子メール等の電子的手段によることが認められるようになった。そのため、電子商取引においてもインターネット上で契約を締結する取引が増大している。そこで、電子媒体を利用した契約において印紙税が課せられるのかが問題となる。

ただし、電子約束手形や電子船荷証券は文書ではなく、電子化されたデータであるので、現在の法制上は当然対象外であると解釈すべきであり（「週間税務通信」平成10年8月3日号での国税庁でのコメントでも確認。）したがって、現在のところ、この解釈でいけば印紙税を支払う必要性はないということになる。

しかしながら、単に紙から電子化したということで、同じ法的役割を負うものであるにも係わらず、印紙税がかけられるかかけられないかが決まるという状況は不自然である。現在のところは、電子約束手形が流通しているわけではないので、特に検討されていないようであるが、将来的に幅広く使われるような時期が来た段階で印紙税に替わるような新しい形の税金が課せられる可能性があるかもしれない。

おわりに

本研究では、手形の流通方式に沿った形で検討を行ったが、時間的な制約に加え、まだ実際にはほとんど行われていないサービスについて先取りして法的検討を行うという難しさもあり、検討が不十分な点、正確さを欠く点も存在するものと思われる。また、本文で言及した多くの課題のほかにも、約束手形の機能の一つである保証機能の検討についてはさらなる検討を加える必要があるであろうし、振出人の倒産等のケースにどのようなことが発生するのか、望ましい利用規定・約款のあり方や具体的に必要な立法の内容、さらには、ネットワークを使うということでは、最近、注目されているネットワークをめぐる法的責任論等、本研究では扱いきれなかった課題はまだまだ残されたままである。

すでに、実務の世界では電子手形のサービスがいくつかの法的課題を残したままスタートしており、残されている争点についてもさらに検討を加えつつ、先を読んだ調査研究を今後も進める必要があると思われるが、今回の本報告書による法的問題点の指摘が、この新しい決済ツールについての検討をすすめていく一つの契機となれば幸いである。